

武蔵野市議会に陳情をされる皆様へ

武蔵野市議会では、提出された陳情の取り扱いを整理するための「陳情取り扱い基準」を定めています。

受理した陳情は、下記「陳情取り扱い基準」を参考に、議会運営委員会での取り扱いを協議し、委員会に付託するか、その他の取り扱いとするかを整理します。

委員会に付託することとなった陳情は委員会で審査を行いますが、委員会に付託しない陳情については、議員への参考送付又は議長への要望書として取り扱います。

<武蔵野市議会 陳情取り扱い基準>

●審議・審査を行わずに、議員への参考送付又は議長への要望書として処理することができるもの

- 1 個人・団体を誹謗、中傷するもの
- 2 個人情報、プライバシーにかかわるもの
- 3 脅迫、恐喝等公序良俗に反する用語を含むもの
- 4 基本的人権を否定するもの
- 5 国等に意見書（要望書）提出を求めるもの
- 6 既に採択又は不採択の結論が出された請願・陳情と同趣旨のものうち、当該結論が出たときと特段の事情の変化がないもの
- 7 その他、審議・審査になじまないと認められるもので、当該理由を明確に示せるもの

*平成30年第2回定例会上程分（平成30年3月22日以降受付分）から適用します。